

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例  |
| 2 | 要望の内容                | <p>○概要</p> <p>航空機騒音障害区域(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項に規定する第二種区域(注)をいう。以下同じ。)内に所在する個人の事業用資産又は法人の資産を、国等に譲渡し同区域以外の地域に買い換える場合、同区域以外の地域にある資産と交換する場合に適用される譲渡所得の課税の特例(以下「本特例措置」という。)の適用期限を延長するもの。</p> <p>(注)航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域</p> <p>○特例の内容</p> <p>資産の譲渡による収入金額が、買換資産の取得価格以下のときは、その収入金額の80%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして、所得税が課税されるなど。</p> <p>○関係条文</p> <p>租税特別措置法(昭和33年法律第26号)第37条から37条の4まで、第65条の7から第65条の9まで及び第68条の78から第68条の80まで。</p> |
| 3 | 担当部局                 | 防衛省地方協力局防音対策課   |
| 4 | 評価実施時期               | 平成22年7月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | <p>昭和49年度 創設</p> <p>昭和50年度 適用期限について改正(5年延長)</p> <p>昭和55年度 適用期限について改正(5年延長)</p> <p>昭和60年度 適用期限について改正(5年延長)</p> <p>平成 2年度 適用期限について改正(1年延長)</p> <p>平成 3年度 適用期限について改正(5年延長)</p> <p>平成 8年度 適用期限について改正(5年延長)</p> <p>平成13年度 適用期限について改正(5年延長)</p> <p>平成18年度 適用期限について改正(5年延長)</p>  |
| 6 | 適用又は延長期間             | 3年間延長   |
| 7 | 必要性等                 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>自衛隊等が使用する飛行場等周辺の航空機騒音障害区域から騒音のない地域への移転を希望する住民に対して、建物等の移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するこ</p>   |
|   | ① 政策目的及びその根拠         |   |

|   |                     |  |
|---|---------------------|--|
|   |                     | <p>とを目的とする。<br/>(移転の補償等)</p> <p>第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。</p> <p>3 (略)</p>  |
|   | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官政第 3219 号。18.3.30)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標： 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るために施策を推進する。</p> <p>施策(広義)： 防衛施設の安定的運用の確保</p> <p>施策(狭義)： 基地周辺対策</p>   |
|   | ③ 達成目標及び測定指標        | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/>航空機騒音障害区域内の対象建物約 19,100 戸のうち移転済み約 5,600 戸を除く、平成21年度末現在の残戸数約 13,500 戸の移転</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br/>平成23年度から平成25年度までに約540件の移転</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>移転の補償等の措置を採ることにより、飛行場等周辺住民の生活環境の改善を図る。</p>   |
| 8 | 有効性等                | <p>① 適用数等</p> <p>○ 過去の実績<br/>平成19年度 43件(個人: 35件、法人: 8件)<br/>平成20年度 97件(個人: 92件、法人: 5件)<br/>平成21年度 145件(個人: 132件、法人: 13件)</p> <p>○ 将来の推計<br/>平成22年度 41件(個人: 32件、法人: 9件)<br/>平成23年度 107件(個人: 92件、法人: 15件)<br/>平成24年度 87件(個人: 77件、法人: 10件)<br/>平成25年度 87件(個人: 77件、法人: 10件)</p> <p>○ 本特例措置の適用対象者は、航空機騒音障害区域内に事業用の資産を有する個人又は法人であり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>※1 将来の推計のうち平成22年度及び平成23年度の推計は評価時点で把握可能な移転希望者から推計。また、平成24年度以降は平成19年度から平成23年度の平均をもって推計</p> <p>※2 データは、平成22年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成</p> |

|  |                |  |
|--|----------------|--|
|  | ② 減収額          | <p>○ 過去の実績<br/> 平成19年度 164百万円(個人: 85百万円、法人: 79百万円)<br/> 平成20年度 281百万円(個人:195百万円、法人: 86百万円)<br/> 平成21年度 841百万円(個人:211百万円、法人:630百万円)</p> <p>○ 将来の推計<br/> 平成22年度 373百万円(個人: 73百万円、法人:300百万円)<br/> 平成23年度 771百万円(個人:211百万円、法人:561百万円)<br/> 平成24年度 486百万円(個人:155百万円、法人:331百万円)<br/> 平成25年度 486百万円(個人:155百万円、法人:331百万円)</p> <p>※1 減収(繰延べ)額は、買換資産の取得価格の把握が困難なため、譲渡資産と同等以上の資産を買い換えた場合を想定し、個人については譲渡価格の12%[(1-0.2(譲渡益))×税率15%]、法人については譲渡価格の24%[圧縮限度額(譲渡益×0.8)×税率30%]の減収があったものとして算出</p> <p>※2 データは、平成22年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成</p>  |
|  | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》<br/> (分析対象期間:平成19年度～平成21年度)<br/> 平成19年度から平成21年度までの間、航空機騒音障害区域からの移転を希望した806戸に対し、移転の補償等を実施し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》<br/> (分析対象期間:平成19年度～平成21年度)<br/> 航空機騒音障害区域内の対象建物約19,100戸に対し、これまで本特例措置を適用して移転の促進を図ってきており、平成21年度までの間に約5,600戸が移転した。</p> <p>このうち、平成19年度から平成21年度までの3か年では、806戸が移転した。1年度あたり1.4%の進捗率であり、過去の平均0.8%を上回っており、引き続き円滑に移転の促進が図られていることが確認できる。</p> <p>本特例措置は、建物等の所有者の移転に伴う経済的負担を軽減するために活用されており、建物等の移転の促進に大きな効果があるものである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》<br/> (分析対象期間:平成19年度～平成21年度)<br/> 平成19年度から平成21年度までの移転戸数806戸の所有者のうち約400人から本特例措置に関する意見を聴取したところ、その75%が「本特例措置は航空機騒音障害区域内からの移転を決める要因の一つになった」と回答し、そのうち3人に1人は本特例措置が無ければ移転が困難であった」と回答している。</p> <p>このことから、本特例措置が延長されなかった場合、航空機騒音障害区域内からの移転を断念せざるを得ない者が生じ、政策目的の実現に支障がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》<br/> (分析対象期間:平成19年度～平成21年度)<br/> 防衛省が実施する基地周辺の各種施策は、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、中でも移転の補償等は、騒音被害の抜本的な解決策として関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与している。また、移転の補償等によって、代替資産の取得等による経済効果が期待されるとともに、移転跡地を、緑地帯その他の緩衝地帯として整備し、又は地方公共団体の要望を受けて使用を許可し公園等として活用することにより、基地周辺地域の環境整備に寄与しているといった波及効果がある。</p> <p>以上のとおり、本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転を推進する上で、税収減を是認するに足る効果があるものである。</p> |

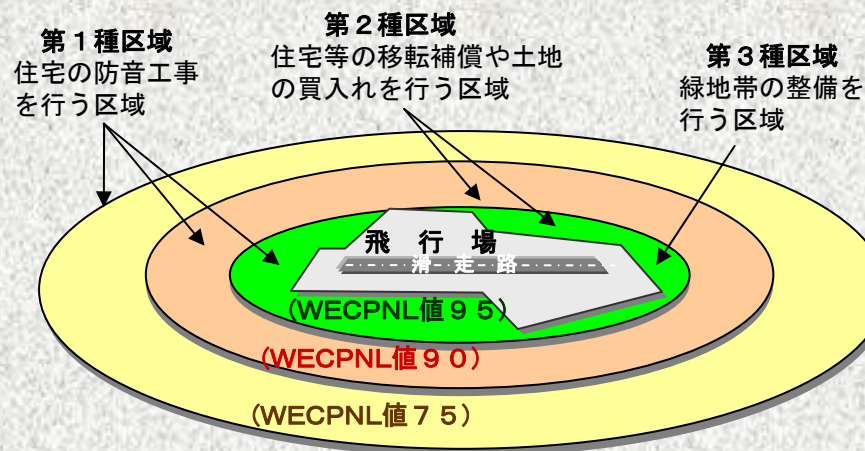
|    |                    |                      |   |
|----|--------------------|----------------------|---|
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 本特例措置は、航空機騒音障害区域内からの移転の促進を図る観点から、移転者の税負担を軽減するものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例等の措置を採ることが妥当である。 |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 同様の政策目的に係る他の補助金等の支援措置や義務付け等はない。   |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | なし。   |
| 10 | 有識者の見解             |                      |   |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      |   |



## ◆移転措置事業の概要

防衛省は、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺地域において、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域(第二種区域)を指定し、その区域が指定されたときに現に所在する建物や土地の所有者からの申し出を受けて、移転の補償等を行っています。

根拠法令:防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律  
第5条第1項、第2項



※WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level : 航空機騒音を総合的に評価する国際的な単位であり、特に夜間の騒音を重視し、音響の強度、頻度、継続時間等の諸要素を加味して、人の生活に与える響を評価する航空機騒音の単位。

### 実施状況

| 区分  | 対象数量 | H21' 迄実績 |            | H22' 計画 | H23' 以降残対象数量 |
|-----|------|----------|------------|---------|--------------|
|     |      | 数量       | 進捗率        |         |              |
| 飛行場 | 建物   | 19,100戸  | 5,600戸 29% | 130戸    | 13,400戸      |

※ 昭和41年度までの予算措置分及び昭和48年度までの旧法分は含まない。

### 移転の補償等の内容

#### ■建物等の移転補償

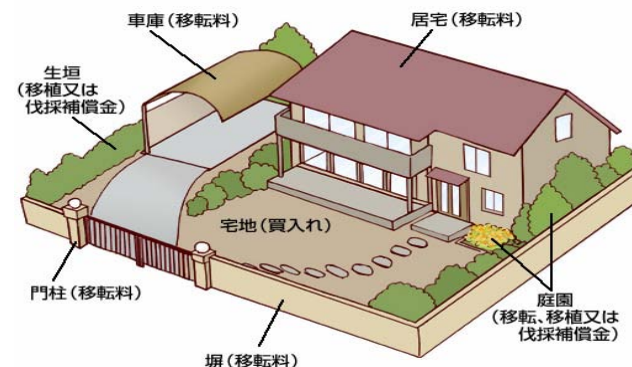
建物、立木竹その他土地に定着する物件を第二種区域外に移転し、又は除却するとき通常生ずべき損失を補償します。

ただし、第三種区域を除く第二種区域では、建物及び建物と一体として利用されている工作物、立木竹が補償の対象になります。

#### ■土地の買入れ

第二種区域に所在する土地を買入れます。

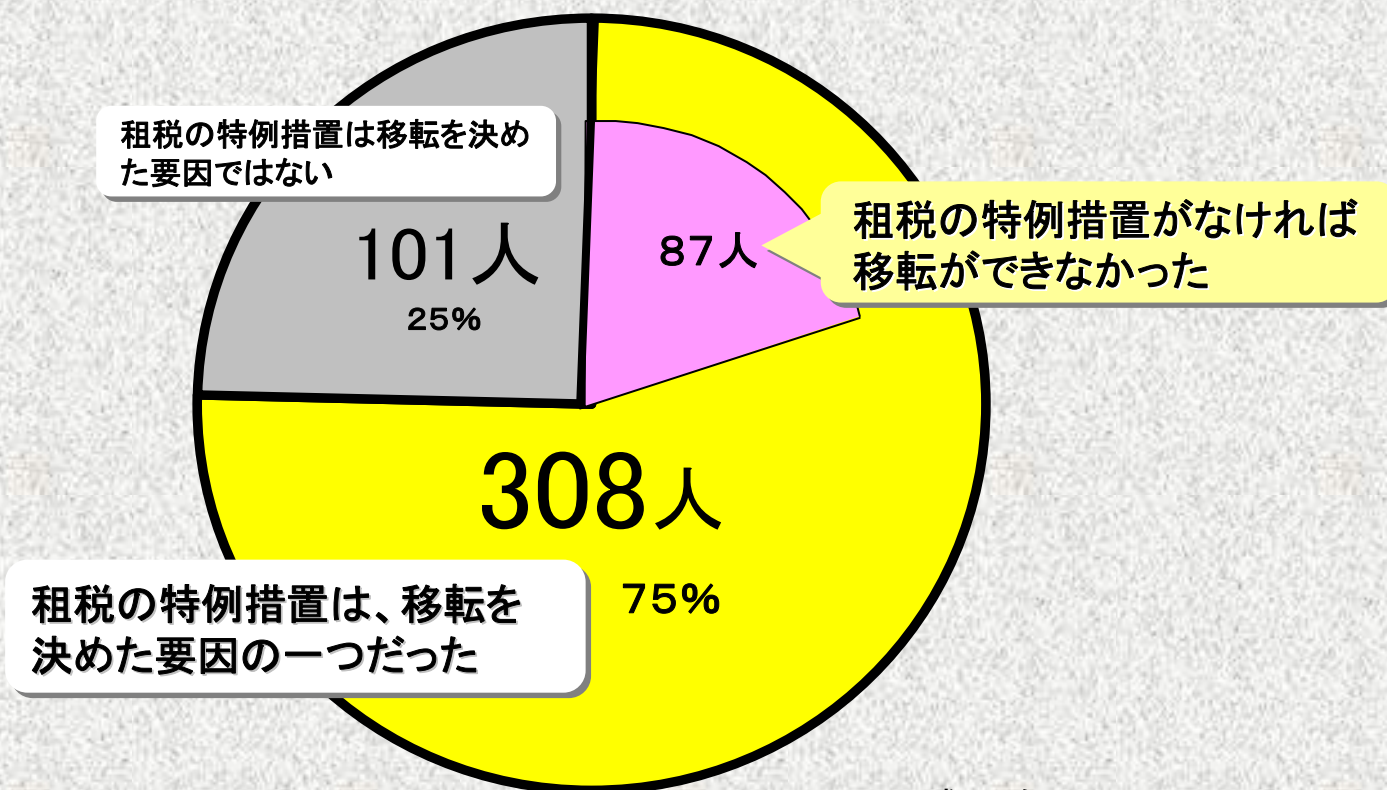
ただし、第三種区域を除く第二種区域では、宅地及び建物等の移転に伴い従来の利用目的に供することが著しく困難となる場合の土地が対象になります。



H22.7 防衛省地方協力局防音対策課

## ◆租税特別措置に対する移転者の意見

アンケート調査結果



平成22年7月  
防衛省地方協力局防音対策課調査

調査対象者

平成19年度から平成21年度までの移転者

調査方法

対象者に対する電話による聞き取り

回答者数

409人

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除   |
| 2 | 租税特別措置等の内容           | <p>○ 概要</p> <p>航空機騒音障害区域(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項に規定する第二種区域(注)をいう。以下同じ。)内に所在する個人又は法人の所有する土地が、同法第5条第2項により国に買い取られる場合は、その年中の譲渡所得の金額から2千万円(譲渡所得の金額が2千万円に満たないときはその金額)を控除(以下「本特例措置」という。)する。</p> <p>(注)航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域</p> <p>○ 関係条文</p> <p>租税特別措置法(昭和33年法律第26号)第34条、第65条の3及び第68条の74</p>  |
| 3 | 担当部局                 | 防衛省地方協力局防音対策課   |
| 4 | 評価実施時期               | 平成22年7月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 昭和49年度 創設   |
| 6 | 適用期間                 | 適用期限を定めていない   |
| 7 | 必要性等                 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>自衛隊等が使用する飛行場等周辺の航空機騒音障害区域から騒音のない地域への移転を希望する住民に対して建物等の移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(移転の補償等)</p> <p>第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。</p> |

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
|   |                     | 3 (略)   |
|   | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官政第 3219 号。18.3.30)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標： 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るために施策を推進する。</p> <p>施策(広義)： 防衛施設の安定的運用の確保</p> <p>施策(狭義)： 基地周辺対策</p>  |
|   | ③ 達成目標及び測定指標        | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/>航空機騒音障害区域内に所在していた 19,100 戸のうち移転済み約 5,600 戸を除く、平成21年度末現在の残戸数約 13,500 戸の移転</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br/>平成23年度から平成25年度までに約540件の移転</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>移転の補償等の措置を採ることにより、飛行場等周辺住民の生活環境の改善を図る。</p>   |
| 8 | 有効性等                | <p>① 適用数等</p> <p>○ 過去の実績<br/>平成19年度 101件(個人:101件)<br/>平成20年度 97件(個人:95件、法人:2件)<br/>平成21年度 117件(個人:117件)</p> <p>○ 本特例措置の適用対象者は、航空機騒音障害区域内に土地を有する個人又は法人であり、特定の者に偏ってはいない。</p> <p>※ データは、平成22年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成</p>   |
|   | ② 減収額               | <p>○ 過去の実績<br/>平成19年度 203百万円(個人:203百万円)<br/>平成20年度 204百万円(個人:193百万円、法人:11百万円)<br/>平成21年度 190百万円(個人:190百万円)</p> <p>※1 減収額は、個人については[2千万円(譲渡価格が2千万円に満たないときはその額)×取得費95%×税率15%]、法人については[2千万円((譲渡価格が2千万円に満たないときはその額)×取得費95%×税率30%)]の減収があったものとして算出</p> <p>※2 データは、平成22年7月、防衛省地方協力局防音対策課で作成</p>   |
|   | ③ 効果・達成目標の実現状況      | <p>《政策目的の実現状況》<br/>(分析対象期間:平成19年度～平成21年度)<br/>平成19年度から平成21年度までの間、航空機騒音障害区域からの移転を希望した住民 806 戸に対し、移転の補償等を実施し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》<br/>(分析対象期間:平成19年度～平成21年度)<br/>航空機騒音障害区域内の対象建物約 19,100 戸に対し、これまで本特例措置を適用して移転の促進を図ってきており、平成21年度までの間に約 5,600 戸が移転した。</p> <p>このうち、平成19年度から平成21年度までの3ヵ年では、806 戸が移転した。1年度あたり1.4%の進捗率であり、過去の平均0.8%を上回っており、引き続き円滑に移転の促進が図られていることが確認できる。</p> <p>本特例措置は、建物等の所有者の移転に伴う経済的負担を軽減するために活用されており、建物等の移転の促進に大きな効果があるものである。</p> |

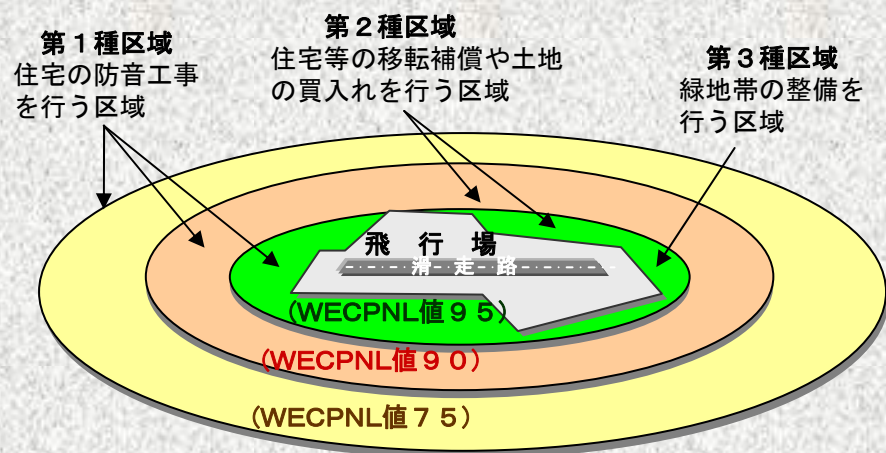


|    |                    |                      |  |
|----|--------------------|----------------------|--|
|    |                    |                      | <p>《税込減を是認するような効果の有無》<br/> (分析対象期間:平成19年度～平成21年度)</p> <p>防衛省が実施する基地周辺の各種施策は、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、中でも移転の補償等は、騒音被害の抜本的な解決策であり、政策効力が大きいことから、政策目的を達成するうえで、大きな効果が期待されるものである。また、移転の補償等によって、代替資産の取得等による経済効果が期待されるとともに、移転跡地を、緑地帯その他の緩衝地帯として整備し、又は地方公共団体の要望を受けて使用を許可し公園等として活用することにより、基地周辺地域の環境整備に寄与しているといった波及効果がある。</p> <p>以上のとおり、本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転を推進する上で、税込減を是認するに足りる効果があるものである。</p> |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 本特例措置は、航空機騒音障害区域内からの移転の促進を図る観点から、移転者の税負担を軽減するものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補てんすることは非効率であり、譲渡所得の課税の特例等の措置を採ることが妥当である。  |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 同様の政策目的に係る他の補助金等の支援措置や義務付け等はない。  |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | なし。  |
| 10 | 有識者の見解             |                      |  |
| 11 | 評価結果の反映の方向性        |                      | 本特例措置は移転の補償等の促進に大きな効果があり、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与していることから、引き続き、本特例措置を継続していく必要がある。  |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      |  |

## ◆移転措置事業の概要

防衛省は、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺地域において、航空機の音響に起因する障害が特に著しい区域(第二種区域)を指定し、その区域が指定されたときに現に所在する建物や土地の所有者からの申し出を受けて、移転の補償等を行っています。

根拠法令:防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律  
第5条第1項、第2項



※WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level) : 航空機騒音を総合的に評価する国際的な単位であり、特に夜間の騒音を重視し、音響の強度、頻度、継続時間等の諸要素を加味して、人の生活に与える響を評価する航空機騒音の単位。

### 実施状況

| 区分  | 対象数量 | H21' 迄実績 |        | H22' 計画 | H23' 以降残対象数量 |         |
|-----|------|----------|--------|---------|--------------|---------|
|     |      | 数量       | 進捗率    |         |              |         |
| 飛行場 | 建物   | 19,100戸  | 5,600戸 | 29%     | 130戸         | 13,400戸 |

※ 昭和41年度までの予算措置分及び昭和48年度までの旧法分は含まない。

### 移転の補償等の内容

#### ■建物等の移転補償

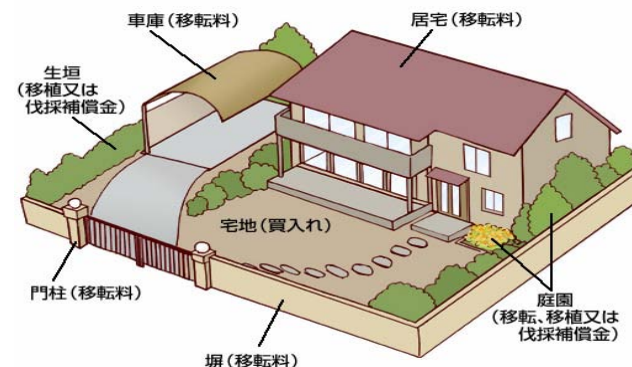
建物、立木竹その他土地に定着する物件を第二種区域外に移転し、又は除却するとき通常生ずべき損失を補償します。

ただし、第三種区域を除く第二種区域では、建物及び建物と一体として利用されている工作物、立木竹が補償の対象になります。

#### ■土地の買入れ

第二種区域に所在する土地を買入れます。

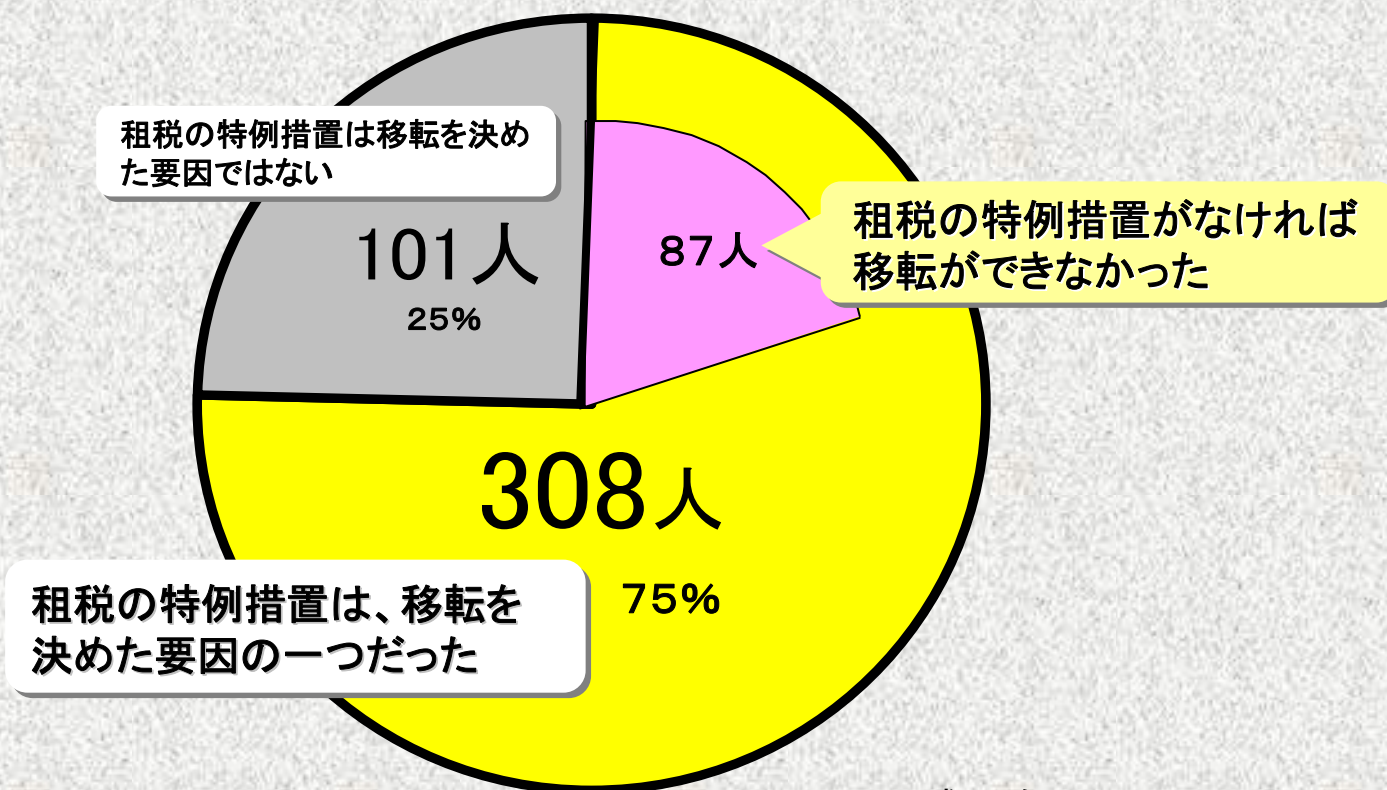
ただし、第三種区域を除く第二種区域では、宅地及び建物等の移転に伴い従来の利用目的に供することが著しく困難となる場合の土地が対象になります。



H22.7 防衛省地方協力局防音対策課

## ◆租税特別措置に対する移転者の意見

アンケート調査結果



平成22年7月  
防衛省地方協力局防音対策課調査

調査対象者

平成19年度から平成21年度までの移転者

調査方法

対象者に対する電話による聞き取り

回答者数

409人